

嘱託職員募集

(概要)

福岡市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に規定された公的な性格を持つ団体で、昭和 26 年 12 月に設置されました。



現在、各区の社会福祉協議会とともに、行政や民生委員児童委員協議会を始めとした福祉関係団体やボランティアの皆さんと連携しながら、福岡市の福祉のまちづくりのため、さまざまな事業を行っています。

【募集内容の概要】

募集区分	職務の内容	募集人数
嘱託職員	【A】 福岡市市民福祉プラザの管理業務に関する業務 (勤務地: 本部総務課管理運営係)	1名
	【B】 ボランティア育成・支援やボランティアグループの活動支援業務 (勤務地: 本部地域福祉課ボランティアセンター)	1名
	【C】 高齢者等への民間賃貸住宅への入居支援業務 (勤務地: 本部事業開発課住まい・まちづくりセンター)	1名
	【D】 貸付事業(保育士人材確保事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業)に関する業務 (勤務地: 本部生活福祉課生活福祉係)	1名
	【E】 高齢者、知的・精神障がい者の権利擁護や法人後見に関する業務 (勤務地: 本部相談支援課あんしん生活支援センター)	1名
	【F】 高齢者、知的・精神障がい者の権利擁護業務 (勤務地: 各区社協事務所)	2名

【受付期間】 令和 7 年 12 月 8 日(月) ~

令和 8 年 1 月 16 日(金)

【採用予定日】 令和 8 年 4 月 1 日(水)

【任用期間】 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

※ ただし、1回につき1年を超えない範囲内で、更新する場合があります。

【勤務条件、受験資格】

A	福岡市市民福祉プラザの管理業務に関する業務	
(1) 報酬月額	187,290円	(3) 受験資格 パソコン（ワード・エクセル）中級程度の操作ができる人
(2) 勤務日、勤務時間	主に、8:30～17:15または9:00～17:45または12:45～21:30の3つの勤務時間の組み合わせにより勤務 (休日は、4週間を通じ8日、年末年始) (週38.75時間)	
B	ボランティア育成・支援やボランティアグループの活動支援業務	
(1) 報酬月額	203,780円	(3) 受験資格 次の条件を全て満たす人 ①普通自動車免許（AT限定可）を所有し、運転可能である ②パソコン（ワード・エクセル）中級程度の操作ができる
(2) 勤務日、勤務時間	原則として、火～土曜日の週5日 (休日は、日・月・祝日、年末年始) 8:45～17:30（週38.75時間）	
C	高齢者等への民間賃貸住宅への入居支援業務	
(1) 報酬月額	226,820円	(3) 受験資格 次の条件を全て満たす人 ①社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・宅地建物取引士・保健師・看護師いずれかの資格を有している ②普通自動車免許（AT限定可）を所有し、運転可能である ③パソコン（ワード・エクセル）中級程度の操作ができる ④医療・福祉関係の相談援助業務の経験が2年以上ある
D	貸付事業（保育士人材確保事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業）に関する業務	
(1) 報酬月額	133,720円	(3) 受験資格 次の条件を全て満たす人 ①パソコン（ワード・エクセル）中級程度の操作ができる ②相談・電話・窓口での業務経験がある
(2) 勤務日、勤務時間	原則として、月～金曜日の週5日 (休日は、土・日・祝日、年末年始) 10:30～17:00（週27.5時間）	

E 高齢者、知的・精神障がい者の権利擁護や法人後見に関する業務	
(1) 報酬月額 226,820円 (2) 勤務日、勤務時間 原則として、月～金曜日の週5日 (休日は、土・日・祝日、年末年始) 8:45～17:30 (週38.75時間)	(3) 受験資格 次の条件を全て満たす人 ①社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員のいずれかの資格を有している ②普通自動車免許(AT限定可)を所有し、運転可能である ③パソコン(ワード・エクセル)中級程度の操作ができる ④医療・福祉関係の相談援助業務の経験が2年以上ある
F 高齢者、知的・精神障がい者の権利擁護業務	
(1) 報酬月額 226,820円 (2) 勤務日、勤務時間 原則として、月～金曜日の週5日 (休日は、土・日・祝日、年末年始) 8:45～17:30 (週38.75時間)	(3) 受験資格 次の条件を全て満たす人 ①社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員のいずれかの資格を有している ②普通自動車免許(AT限定可)を所有し、運転可能である ③パソコン(ワード・エクセル)中級程度の操作ができる ④医療・福祉関係の相談援助業務の経験が2年以上ある

※賞与あり (在職期間に応じた割合で支給)

(令和7年度実績： 3. 23月)

※その他諸手当あり (通勤手当、住居手当、扶養手当)

・通勤手当：本会が認定した通勤経路でかかる費用について、月額55,000円を上限に支給
 (片道2km未満は支給対象外)

・住居手当：職員が賃貸借契約者の場合に、家賃の半額を上限として、月額25,000円を支給

・扶養手当：職員の健康保険の被扶養者である子について、22歳を上限として月額10,500円を支給 (19～22歳は別途5,600円の加算あり)

(4) 休暇等

年次有給休暇(20日)、特別有給休暇

(5) その他

健康保険、厚生年金、雇用保険、労働災害保険

※上記のほか、勤務条件は本会「嘱託職員の就業等に関する取扱い」等によります。

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【受験手続】

◆ 募集案内・受験申込書の配布

[窓口で配付]

福岡市社会福祉協議会 総務課（市民福祉プラザ4階）

各区社協事務所

各区役所（市民相談室）

情報プラザ（市役所1階）

[郵送で請求]

「『嘱託職員採用試験受験申込書請求』と表に朱書きした封筒」に、「返信用封筒（A4サイズが入る大きさ・140円切手貼付・宛先を明記）」を同封して送付。

[ダウンロード]

本会ウェブサイト「採用情報」コーナーでダウンロードできます。

◆ 受験申込書の受付

[受付場所]

福岡市社会福祉協議会 総務課（市民福祉プラザ4階）へ郵送または持参

[受付期間]

令和7年12月8(月)～令和8年1月16日(金)

9:00～17:30（土・日・祝日除く）

[提出書類]

嘱託職員採用試験受験申込書、自己アピール文

[注意事項]

・郵送の場合は封筒の表に「嘱託職員受験申込」と朱書きしてください。

(令和8年1月16日(金)必着)

・選考の結果、不採用となられた方の提出書類は、返信用の封筒（140円切手付）を申込書提出先まで送付していただけましたら返却いたします。

・申込書の記入に関し不備があった場合には、申込書は受け付けません。

【選考（試験）】

日程：令和8年1月24日(土) ※予備日：令和8年1月28日(水)

場所：福岡市市民福祉プラザ内（福岡市中央区荒戸3-3-39）

※面接時間等の詳細は、1月22日（木）までにEメールで通知します。

※試験では、個別面接を行います。

【結果発表】

最終的な合否については、2月4日（水）までに、Eメールで通知の上、合格者には文書でも通知します。

●メールアドレス記載のお願い●

- 原則として結果通知等はEメールで行います。受験申込書にはメールアドレスを必ず記載してください。（パソコン、携帯電話のどちらでも可）
- メールアドレスは、アルファベットや数字が明確に識別できるように記載してください。
- 迷惑メール防止のためメールの受信設定をしている場合は、あらかじめ設定を解除するか、「@fukuoka-shakyo.or.jp」のドメイン指定設定を行ってください。

【申込書提出・問合せ先】

◆住所

〒810-0062

福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ4階

福岡市社会福祉協議会 総務課人事労務係

◆窓口開所時間

月～金 9:00～17:30（土・日・祝日除く）

◆電話

092(751)1121（代）

提出いただいた個人情報は、職員の採用にかかる事務以外には使用しません。